

第 1 9 回議会運営委員会記録

令和 2 年 3 月 2 3 日

【開催日】 令和2年3月23日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午後3時41分

【出席委員】

委員長	笹 木 慶 之	副委員長	長谷川 知 司
委員	伊 場 勇	委員	奥 良 秀
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【参考人】

参考人	杉 本 保 喜		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	沼 口 宏	事務局次長	石 田 隆
議事係長	中 村 潤之介	議事係書記	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書について
- 2 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項について
- 3 その他

午前10時30分 開会

笹木慶之委員長 どなたもおはようございます。では、第19回の議会運営委員会を開催させていただきます。本日の付議事項であります、前回の

議会運営委員会の中で、杉本議員に出席していただいて、陳情、それから要望書に対する意見を頂きたいということにしました。ということで1点目は、杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書についてを議題といたします。今、山田議員のほうから委員外議員の申出がありました、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

（山田伸幸議員 着席）

笹木慶之委員長 それでは、審議に入りたいと思いますが、一応皆さん方に御了解をいただきたいと思いますが、私のほうで、まず中島さんから提出されております要望書について、中島さんが言われたことの骨子について、杉本さんにお伺いをして、そして、それに対して発言いただくというふうにしたいと思いますが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。杉本議員に対しまして大変お疲れでございます。おはようございます。それでは、いきなりですが時間の関係がありますので入りますが、さきに中島好人さんから、市議員の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応についてという要望書が出ております。これにつきましては、この要望書の内容に沿って一つ一つお聞きしますので、お答えいただきたいと思います。まず1点目は、市議会では杉本議員の条例違反の行為があったと全会一致で決定しました。なぜ、有罪判決が出た後も、市民からの説明責任の明確化と説明責任が求められるまで市議会は何も対応しないのですかということですが、これは議会に対することです、これは結構です。2点目になりますが、有罪判決を受けて、杉本議員自身の責任はどう取るつもりでしょうかということの中で、説明責任に関してということで、四つほどございます。まず1点目は、杉本議員は、祝勝慰労会の企画、参加者の人員、会費の設定等に、どの程度関わっていたのかということが問われております。いかがでしょうか。

杉本保喜参考人 主催者のほうが全て設定して、私が呼ばれたということです。

笹木慶之委員長 どうでしょうか。これ一つ一つ、委員さんのあれを、そのときの発言を求めますか。それとも一通り終わってからにしましょうか。関連があるから一通り終わってからのほうがいいかもしれませんね。そうしましょう。2点目は、会場とされていた料亭での飲食は、通常でも1人5,000円から1万円と言われており、祝勝慰労会の会費の設定に関して、公職選挙法の供応罪が適用され有罪となったことに杉本議員の重大な疑惑と責任が問われているのではありませんかというところです。それに対して。

杉本保喜参考人 参加費についてなんですけれども、これについて正にまず、慰労会に参加したことと、それからこの会費以上の金額を払ったということについては、本当に議員の政治倫理規定に違反するものであると深く反省をしております。

笹木慶之委員長 それでは、3点目のですね、杉本議員が会費以上の金額を支払ったとすれば、それは公職選挙法上の違法行為との認識はあったのかということが問われていますが。

杉本保喜参考人 今回については、警察、それから検察のほうにも、10数回呼ばれて、いろいろ事情聴取を受けました。その結果として、私は罰を受けなかったんですけれども、そのことよりも、こういう状態になって、そして会に参加された支援者の皆様、それから新聞に載って市民の皆様にもいろんな疑問を持たすことになり、なおかつ、問題を起こしてしまったということが、非常に私としても大きく深く反省すべきところだと思います。政治倫理規定については、本当に私自身がしっかりと、よそにいろいろあったとしても、他山の石として私自身が襟を正して行動すべきだということを深く、この度は反省をしているところであります。

笹木慶之委員長 では、4点目の杉本議員は政治倫理審査会の証言で、執行猶

予を無罪との認識を示す発言をしておられますが、それは間違いですと言っておられますね。33人もの多くの支持者が事情聴取され、有罪と起訴猶予されました。この問題に関する杉本議員自身の政治責任を明らかにする必要がありますという質問になっておりますが、このことに対してはどのようにお考えでしょうか。

杉本保喜参考人 先ほども少し述べましたが、今回の件で、刑事訴追を受けた方が出てしまって、選出していただいた市民の皆様の信頼を損ないかねないことになってしまったこと、全く誠に申し訳なく思っております。ここは深く、私自身おわびを申し上げなければならないと思っております。それから一般の市民の皆様に対しても、この度のことについては、以前にもおわびをいたしましたけれども、またここでも改めておわびを申し上げたいと思っております。

笹木慶之委員長 1点目の流れは以上であったかと思います。それから2点目に入ります。杉本議員が政治倫理審査会の場で、他の議員の公職選挙法違反の事例についても触れていました。既にインターネット上でも、他の議員の違法行為が話題にされていますが、政治倫理条例上の説明責任に関して、起訴、不起訴は関係なく、議会自身が再度認識を新たにする機会を作るべきではありませんかということで、これは議会に対しての行為なんですけど、ただ、口頭の質問の中で、やはり、温泉旅行はどうだこうだという部分が実はありました。インターネットのほうは杉本議員には関係ない部分ですが、審査の中でそういったことの疑惑が持たれるような発言されたことに対して、それに対しての杉本さんの御発言があればおっしゃっていただきたい。

杉本保喜参考人 政治倫理審査会に臨んだときも、非常に心が不安定な状態がありました。だからといってではないんですけども、そういう不安定な状態の中でいろんな耳にしたことをつい会議の中で言ってしまったということなんです。私自身が、逆に先ほど申しましたように、そういう

ような世間の話に対しては、本当に自分自身が反面教師として襟を正し、そういう気持ちで本来おらなければいけないと、今、痛切に感じているところであります。

笹木慶之委員長　それでは、ただいまですね、大体お聞きしたことが、要望書の提出者である中島さんの要望書の骨子であろうと思います。今の杉本議員の発言に関してね、委員のほうから、お聞きになりたいこととか確認したいこととかあれば、どうぞおっしゃっていただきたい。もう1点は、私の質問に漏れはなかったと思いますが、もしあったとするならば、それはまた御指摘いただきたいと思います。

伊場勇委員　(1)の質問の内容については、主催者の方が設定したというところで間違いはないかなと思っております。②のほうなんですけれども、杉本議員は慰労会とおっしゃっておりますが、ここに祝勝という言葉が入っております。祝勝会と慰労会が二つ重なっていたのかなと思いますが、この祝勝会という内容もその会には含まれていたのかどうか。杉本議員はどうお考えでしょうか。

杉本保喜参考人　慰労会というつもりで臨んだわけですからけれども、行ってみると祝勝という言葉があったということで、取り外すっていうのも、やった人に対して失礼かなと思ったというところでございます。

伊場勇委員　では、その会は、祝勝会という意味も含まれていたという認識で間違いはないですか。

杉本保喜参考人　結果としてそういうふうになってしまいました。

伊場勇委員　次に、③のところではありますが、ここでは公職選挙法について、違法だという認識はあったかどうかということが聞かれております。先ほど杉本議員は、政治倫理には違反してしまったと、反省をしておられ

るということはしっかり私も伝わりました。ただ、公職選挙法について違法行為だったという認識は、おありですか。

杉本保喜参考人 警察、それから検察側の、結果として罪を問われなかったという物理的なことにおいては、まあそうなんだなっていうふうに理解せざるを得ない。ただ、しかし、先ほども申しましたように、やはりそういうことをやること自体が政治倫理に違反する、また疑義を人に与える結果になるというようなことを、この度については、深く反省をしているところであります。

伊場勇委員 中島さんも、来られたときにおっしゃったんですけど、寄附行為に当たるんじゃないかっていうこともおっしゃっていたんですね、多く払ったことについて。その辺について、寄附行為はあったのかっていうところはいかがですか。

杉本保喜参考人 寄附行為っていう気持ちは、全くその時点ではありませんでした。

山田伸幸議員 今いろいろ言われたんですが、さきの審査の中で温泉旅行について言われております。先ほどの陳述では、不安定な状態で耳にしたことを言ったということではありますが、これについても明確に、ほかの議員がそのようなことをしているのを耳にして、この程度ならいいかという陳述もかつてされておられるんですが、それについてはどのような噂というか、ちまたのというふうな形で言っておられるんですが、これについても非常に大きな問題として取り上げられておりますので、もう少し詳しく陳述をしていただきたいと思います。いかがですか。

杉本保喜参考人 正に聞いた話で詳しく言いようがありません。正にいろんな噂の中の一つということでありまして、それが、こういう深い誰々がどうしたっていう話は私も聞いていませんので、ここで述べるわけにはま

いません。

山田伸幸議員 誰々がこうしたというのがないというふうに言われたんですが、しかし、そういう温泉旅行にどなたかが支援者の方を連れて行ったということはお聞きになったということですのでよろしいんですか。

杉本保喜参考人 噂ですので、それを確証したものとして私は捉えていません。したがって、それ以上ここで述べるものではありません。

山田伸幸議員 もう1点、先ほどから強調されているんですが、検察、警察が起訴しなかったということは、政治倫理には自分は引っ掛かっていない、違反していないという認識なんでしょうか。すいません。間違えました。公職選挙法に違反していないという認識なんでしょうか。

杉本保喜参考人 結果としてそういうふうになったということですよ。十数回、いろんな聴取を受けながら、その時点では、公職選挙法に引っ掛かって、私は事情聴取を受けているんだという自覚はありました。

笹木慶之委員長 それでは、ないようでしたら、中島さんに対する関係については終えたいと思います。次に、3月5日に樋口さんに参考人としてお越しいただいて、樋口さんにつきましては、実は、陳情書という形で出ています。陳情内容は主文が三つあるわけですが、これ、非常に漠然として中身がなかなか分かりにくいというところで、このことに基づいて御本人がこちらで発言された経緯がございますので、それに基づいてお聞きしたいと思いますが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、まず1点目の中で、これいろいろずっと言っておられるんですが、これをまとめていきますと、公職選挙法の違反容疑があるということが前提になっておって、その中で、本人の証言として、祝勝会に参加する決定的な、最終意思決定になったということの前提が、先ほどちょっと話が出ていましたが、ちまたの噂で温泉旅行はどうだとか、

そういうふうなことが後押しになったということになっていますが、そういったことに対していかがですかというお尋ねがありました。それはさっきお答えされましたからね、これはもうよろしゅうございますね。あえてもう1回言ってもらふ必要があるのかどうか。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、2番目の、4年前も同様なことがあったんではないかというような話が出てまいりました。この点については、いかがでしょうかね。それと関連して、そこで出ておりますのは、杉本議員は十分そういったことは御存じのはずだがということが前提であって、杉本議員は、買収は違法であるとか、あるいは寄附行為が違法だ、祝勝会は違法だということを御存じでなかったのかもしれませんがということまで付け加えながら、そういうことはあり得ないんじゃないかということを書いておられます。その流れで一つの流れになっているわけですね。その辺りについては、いかがでしょうか。

杉本保喜参考人 確かに、先ほどから、何度も申し上げましたように、非常に私自身も甘い気持ちでいたということが一番大きな原因だと反省をしているところであります。それが悪いということは、確かに感じていました。以上です。

笹木慶之委員長 その次に、3番目ということで、これも先ほどちょっと話が出ましたが、少しダブるかもしれませんが、ニュアンスが少し違いますが、寄附行為の認識が、先ほど2万円というところの話が実は出ています。それで、これに対して、要は、公職選挙法違反を買収なのか寄附なのか、そこは明確ではないけれども、起訴するに至りませんので、ということで、しかし、罪に問われない程度であれば、寄附や買収をと疑われるようなことを行っているのか。そこが、政治倫理違反の問題であるということを書いておられるわけですね。したがって、その辺りのことについて、どのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

杉本保喜参考人 先ほどから何度も申し上げておりますけれども、今回の祝勝

慰労会、そしてちょっとほかの会員よりも多く包んだということ等について、警察のほうは特に問われなかった結果なんですけれども、とは言っても、政治倫理においては、大きな過失っていうか、責任問題であると痛切に感じて反省をしているところであります。したがって、事の軽重は特にない、本当に、やはり、市民が見て疑問を抱くようなことをやること自体が、非常に政治倫理に違反する行為であると認識しているところであります。

笹木慶之委員長　そこでちょっと関連づけてもう一つあったんですが、領収書もらったのか、いわゆる領収書を受け取っていないのかという、その辺り、若干ちぐはぐなところがあるということを言われました。その点はいかがでしょうか。

杉本保喜参考人　現実には領収書は頂いていません。そうか、そういえば領収書っていうのもあるんだなというような感覚、当時は、そういう感覚でした。

笹木慶之委員長　次は、先ほど警察のことが出ましたが、警察の中で、以前審査会の中でも少し杉本議員から発言がありましたが、お茶代であるというような発言を絡ませながら、杉本議員の発言に信頼性を欠くものがあったのではないかなということが一つの問題とされています。その辺りの責任が果たされていないのではないかなということが、この方の説明責任のところに付け加えられておりますが、その点はいかがでしょうか。

杉本保喜参考人　警察のほうがお茶代程度だねっていう話をされたっていうのも、いわゆる調査の中で言ったっていうよりは非常に緊迫した状態で調査を受けておまして、時折、警察の方が気持ちを和らげるっていうか、いわゆる雑談ですよ。そういう雑談の中で言ったのかもしれないという、もう私自身、記憶がはっきりしない、今の時点ではですね。何とも言いにくっちゃうか、いろんな形で雑談があるわけですよ、心をほぐ

す意味合いで向こうの人たちが、いろいろ気を使ってやっておられたんですけれども、その中の一つかもしれないなというような、はっきり覚えていないんです。

笹木慶之委員長 それから、祝勝会のことがあります、これは先ほど中島さんのほうからあったところとダブリますので、お答えを頂きましたから、省略をします。ということで、最終的にはね、この流れの中で、杉本議員が取られた行為そのものが、いわゆる説明責任を、やはり果たしてないというふうに言われよるんですね。それに対する、お気持ちというかお考えがあれば言ってください。

杉本保喜参考人 私は2回、議会の大事な時間を頂いて、謝罪をいたしました。振り返ってみますと、説明責任っていう形で述べている部分が非常に少ないなと。指摘されるところはもっともなところがあるなと、私も考えております。

笹木慶之委員長 もう一つ、6番目でこれまたこれに関連して流れてきたわけですが、いわゆる不起訴とか執行猶予という問題があるけれども、やはり、杉本議員も言われておるように、公職選挙法自体が白黒はっきりするような書き方がなされてないというところもあるということも前提でありながら、やはり有罪であるとかないとかいうことではなしに、いわゆる良心に訴えた場合、この辺りの問題が引っ掛かるんじゃないでしょうかねという発言がございました。したがって、この辺りの何か引っ掛かるような問題に対する説明責任、これが果たされていないと、いわゆる良心に基づいた説明責任が果たされていないということを言っておられますが、これは大変微妙なところがあるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

杉本保喜参考人 先ほど申しましたように、説明責任を果たしていないと言われて、振り返ってみると、確かに言葉足らずのところがあったと私自身

も感じております。何より、市民の皆様に非常に申し訳なかったというような言葉が足りなかったということも反省しております。

笹木慶之委員長　それに関連して、この樋口さんからはですね、杉本議員がこのことに対して真摯に反省しようとする、その姿勢が感じられなかったとくくられています、これは樋口さんの思いということです、今で関連してね。ということが最後に付け加えられながら、先ほどのことを言われましたので、今お答えいただいたということになろうかと思えます。後は、要は、これは議会に対して厳しい意見を頂いておりますが、やはり市民の信頼を得る議会、もちろん杉本議員も含めてね、議会でおってほしいと。あらくちやならんということの意見が取り上げております。そういった中での政治倫理審査会での在りようといいますか、さらには、それを含めたその先の手続といいますか、というのが書いてありますが、これは議会のほうに出されている問題ですから、それは私のほうからは、あなたに対する質問とはいたしません。大体流していきましたら以上のような形なんです、これ、いろいろと、るるあるんで、そのポイントを押さえて言うのは大変難しいし、中島さんとダブる部分がありますからね。ということなんです、ほかに漏れはありませんかね、今聞いた範囲で。感じられれば、ちょっと委員のほうからおっしゃっていただきたいと思えます。

山田伸幸議員　いろいろ問題が解明されておられません。それを解明してほしいというのが、それぞれの要望、あるいは陳情の中身ですが、まず会費に対する認識です。これ3,000円という会費だったのか、それとも5,000円という会費だったのか、それとも2人分で2万円出されたわけですが、それを1万円ずつという会費だと思われたのか。その点はいかがでしょうか。

杉本保喜参考人　会費については3,000円ということでした。私自身がそれだけ出したっていうのも、同僚議員が辞めるということもありまして、

ちょっと多く包んだという感覚でした。

山田伸幸議員 多く包んだということは、それは事後買収に当たるという認識はなかったということでしょうか。

杉本保喜参考人 はい。その時点ではそういう言葉すら頭に浮かんできませんでした。

山田伸幸議員 それと、慰労会、同僚議員に対する慰労というふうに強調されましたけれど、実際には、そこは祝勝会の場であったのではないかとということなんです。というのも、いろいろなところから、祝勝会という横断幕が貼り出されていた。それは先ほど認められましたし、それを今さら言って剥がさせるのも何だったのでそのままにしておいたというような証言もありましたけれど、これは祝勝会という形で開かれた場ではなかったのでしょうか。

杉本保喜参考人 祝勝会だけではないってことです。慰労会ってというのは、同僚議員の慰労という意味もありました。

山田伸幸議員 それは事前にそういう案内があったということなんでしょうか。

杉本保喜参考人 同僚議員が辞めるよってということで、そういうニュースはありましたから、慰労という内容があるというふうに認識しておりました。

山田伸幸議員 それはその会に、祝勝会の場に元同僚議員の方も出席をされるということは、事前にはっきりとお聞きになった上で、そしてその会費設定が3,000円というのを知った上で、1万円と1万円、合計2万円を出されたということでしょうか。

杉本保喜参考人 同僚議員の慰労をやるよってということは、事前に知っており

ました。

山田伸幸議員 では、分かった上で、会費を多めに出すということが公職選挙法に違反をするという認識はなかったということなんですか。

杉本保喜参考人 そういう認識はありませんでした。

高松秀樹委員 会費の話は今委員外議員がされて3,000円でしたということですけど、ほかの方は供応罪で不起訴になったり有罪になったりしていますので、実質会費があったと思うんです。これより多い金額が実質会費のはずなんです。ここであえて金額幾らかって聞いても意味ないんではないんですけど、そうやって差額分を誰かが支払ったと。支払った方は有罪判決を受けた方が支払ったから有罪判決を受けたというこういう事実関係だと思うんです。杉本議員が今、祝勝会及び慰労会だったという話ですけど、4年前にもやっておるという、これは杉本さんの話じゃないかなと思うんですけど、そのとき恐らく祝勝会だったと思うんですよ。よく議員が当選して、応援している皆さんが、ああ、良かったですよねと言うて、こういう祝勝会を全く公職選挙法を御存じない方が開かれるっていうことが、現実にもある場合もあるのかなって感じがしておるんです。しかし、我々はその辺を分かっていますので、お祝いの会は駄目ですよっていう話になります。ちょっとその認識が、杉本議員には薄くて、これが公職選挙法違反になるという認識はなかったというふうにお話を聞いてて思ったんですが、それはやっぱりそのとおりの感覚でおられたんですか。

杉本保喜参考人 先ほどから申しておりますように、非常に、私自身が甘い考えであったということです。

高松秀樹委員 ちょっと一つだけ確認したいんですけど、領収書をもらってなかったって話ですけど、杉本さん以外の一般参加者の方には、もち

ろん領収書があったというふうに見てよろしいんですか。

杉本保喜参考人　その辺のところ、私、確認してないんで、領収書を作っていたのか渡したのかっていうところもはっきりしません。私自身、知らなかったということです。

山田伸幸議員　政治倫理審査会のおきも強調されておったんですが、警察が、先ほども少し言われたんですが、何かこれまでと少し言い方が変わっているなと思ったのが、お茶代程度、ドリンク程度というふうなことを言われていたんですが、以前はすごく強調されていたと思いますが、それがなぜ、今になってその発言が、形が変わってきたんでしょうか。

杉本保喜参考人　今振り返ってみると、先ほど申しましたように、雑談の中の話だったのか、それとも私に言い含めるっていうか、そういうつもりで、警察のほうが出たのか、その辺のところは定かでないです、現在では。倫理審査会のおきには、正式な形で言ったのかなっていう思いがあったんですけど、振り返ってみますと、やはり、そういうようなことを正式な形で言うことは、普通はないよねっていう思いが出てきているわけです。そうやって振り返ってみますと、その雑談のおきと調査のおきとが、曖昧な状態ではっきり分からないというのが正直なところですよ。

山田伸幸議員　調書が取られて、その中にこの文言というのは盛り込まれていましたか。

杉本保喜参考人　盛り込まれていなかったんじゃないかなあ、と。調書の一部始終を私も覚えているわけでもないんで、はっきり申せません。

山田伸幸議員　それと中島さんにしても樋口さんにしても、やはり説明責任ということをや非常に強調されておりました。これについては、議会にもその対応を求められているんですが、杉本さん自身はどのように考えてお

られるでしょうか。

杉本保喜参考人　できればやはり、市民の皆さんに分かってもらうためには、本会議の前にでも時間を頂いて、改めて謝罪するというようなことが必要かなというふうには感じております。

山田伸幸議員　樋口さんは、陳述の中で広告を打つだとか、そのほかのことも言及されているんですが、本会議での改めての説明をさせてほしいということ以外には考えておられないですか。

杉本保喜参考人　現時点では、ほかには考えていません。

山田伸幸議員　それと、多くの方が不起訴になったり起訴猶予になったり、一番重い方は罰金刑を下されているわけですが、そのことに対する杉本さん自身の思いというのを改めてお聞かせください。

杉本保喜参考人　再三、申しておりますけれども、関係者の方に非常に御迷惑をお掛けしたということは、もう痛切に私自身感じておりますし、申し訳なかったと思っております。

山田伸幸議員　では、判決以降に、そういった皆さんとお会いして杉本議員のそういうお気持ちというのは伝えられたんでしょうか。

杉本保喜参考人　はい、伝えました。

笹木慶之委員長　ちょっとここでね、確認しておきますが、今我々は、陳情書や要望書に対して提案があったこと、それから参考人として出てこれられてお聞きになられたことの確認をしているわけです。だから、ここで別の形での発言というのは微妙なところがありますから、そこはやっぱり気を付けて発言をしていただきたいと思います。あくまで、二つの陳

情書、要望書に対する対応といいますか、中身を確認しておるわけですから、それについてよろしくお願いしたいと思います。

高松秀樹委員 この二つは、要は、いまだ説明責任を果たしたことになっていないんじゃないんですかと。だから、再度説明責任を果たしてほしいと。そのやり方については、杉本さん本人が考えられることだと思っています。今、説明責任を果たしていかなきゃならないという思いを語られましたが、これは、本会議場で説明責任を果たしていくということですけど、つまりそういう形で説明責任を果たすということに間違いはないということよろしいんですか。本会議場なら本会議場で。

杉本保喜参考人 これは議会運営委員会が決定することだろうと思います。（発言する者あり）私の気持ちとしては、そのとおりであります。

笹木慶之委員長 大体、以上でお二人の方からの陳情書と要望書の件についての確認といいますかね、杉本議員の思いと、それからお二人が言われたことに対するものについてお聞きしたと思いますが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ないようでしたら、以上で本件については終わります。どうも杉本議員、お疲れでした。

（杉本保喜参考人 退室）

笹木慶之委員長 それでは、続けて、付議事項の2に入ります。（発言する者あり）それじゃあ、その次の問題に入りましょう。ちょっと失礼しました。まずは、中島さんのほうから出ていることなんですが、まず1点目の先ほど申し上げましたが、政治倫理審査会を請求した時点でもそうでしたがということから始まって、そして、市民から責任の明確化と説明責任が求められるまで議会は何も対応しないのですかというところがあります。これは、ないのですかということの確認なんですけれども、これについては、2月19日の委員会の中である程度やりとりがされてお

るんですよ。されていますが、最終的なもののまとめというところまでには至っていないと認識しておりますけど。

山田伸幸議員 この問題は、12月議会前に市民の方から、議会が何もしないということで業を煮やされたような形で要望書が出され、そして陳情書も出されてきた。やはり、それまで議会が何も動きがなかったことについては、率直に、議長のほうから何か説明が必要ではないかなと思います。

笹木慶之委員長 ただいま、そういうような意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

山田伸幸議員 これは私も含めて議員全員からそういうふうな申出が議長にもなかった、議会運営委員会にもそ上に上がらなかったというのは、やっぱり重く受け止めるべきだと思いますので、そういったことが市民に対して語られるべきであろうと思います。

高松秀樹委員 議会を代表するのは議長なんで、もちろん議長のこともありますが、今、山田委員が言われたように、これ、議員一人一人のこともあると思うんです。我々もしっかりそこを言っていかなかったっていうことがあるので、今後こういうことがないように、我々も認識を新たにすべきだということだと思います。

笹木慶之委員長 前回のときも、杉本議員が1回目の謝罪をされたときも、誰もそのことに対して議員から話がなかった。中島さんは、そういう場じゃなかなか言えませんよねということが、この間のときにね、ちょっとあったようですが、それから2回目もしていただいた。ということで、そのときも特になかった。なお、そのときは、議長のほうから謝罪もされたと認識しています。高松委員が言われたように、今後の方向性としてね、やっぱり厳に慎むべき行為だということで、それをお互いが反省

しながら、議会一丸となって対応していくということにほかならんのやないかなと思いますが、どうでしょうかね。反省すべきことは反省して。

伊場勇委員 私も、その議員一人一人がもっと自覚を持つということも必要だと思います。

笹木慶之委員長 では、この件についてはそういう方向性の中で今後しっかり取り組んでいくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、もう一つは、これは冒頭に書いてあったんか。ちょっと休憩しましょう。すいません。10分ほど休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時34分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、再開いたします。中島さんのほうの件については、先ほどそういう方向性で決めました。もう1点は、樋口さんのほうから、要は、陳情書とちょっと違うというか、もっと深掘りしてあるわけですが、喉元過ぎればですねというところの部分から、要は、政治倫理条例違反であると思っているという御本人の気持ちの中から、したがって、この件については改めて政治倫理審査会を開催されるのか、あるいは懲罰委員会を立ち上げるのか、その方法については、議会の皆様が考えられることであります、と。いわゆる厳格な態度で、この事に臨んでいただきたいということが言われております。本件について、いかがいたしましょうか。そこであえて言うならば、懲罰委員会ですよね。懲罰委員会の在り方というのは、これは皆さん御存じかと思いますが、これはもう基本条例の中にはもちろん触れていない部分ですよ。法律の中での問題ですが、本件は、そこの関係がどうなるのかということなんですけど。もう1点は、政治倫理審査会を開催して、再度

その部分についてやるのかと。こういう選択肢、一つの例としての選択肢でしょうけどね。

長谷川知司副委員長 杉本議員は不起訴となりましたが、後援会及び周りの方たちに相当な迷惑を掛けたということで深く反省されておられました。そして、議会内の役職を全て辞退されておられます。しかし、議員としてこれからも頑張りたいという熱意を先ほど感じました。そういうことから考えれば、ここで、政治倫理審査会とか懲罰委員会を改めて検討するということは、私は必要ないと思います。

笹木慶之委員長 副委員長からそのような意見が出ましたが、ほかにはございませんでしょうか。

高松秀樹委員 そもそも懲罰事案に該当しないので、懲罰委員会うんぬんというのは、はなからないというふうに理解しております。

笹木慶之委員長 今懲罰委員会の件が出ましたが、その範ちゅうにないということで、それはそれとして。ただ、御本人はね、選択肢の一つということで挙げられたわけで、自分がどうこう言う筋合いじゃないということと言われておりますから、それはそれでいいと思います。ほかの方はいかがでしょうか。

伊場勇委員 議会としての処分をという面も文書には書かれておりますけども、今、必要最低なのはこの説明責任だと思います。杉本議員自身も、やはりまだ足りなかったと。そして、またその説明責任をしっかりとしたいという御意向がありますので、処分というのは説明責任はもうしなくてもいいとお考えで、もう何もする必要はないと、やはりその意向がやっばちぐはぐになったときに、また何かを開かなきゃいけないというのはあるんでしょうが、今はそういうふうには杉本議員は思っていらっしゃらなくて、やはりしっかり前向きに議会のことを、市民のことを、要望者

のことを、陳情者のことを踏まえて今から動こうとされておりますので、何らかの処分というものは、今は必要ないかなと思います。

笹木慶之委員長 分かりました。あえて今の件について私のほうから付け加えますと、樋口さんは、議会に対する説明というか、それは終わったと言われました。ただ、市民に対する説明が不十分だと、できてないということが各所でそういった言葉が出てきます。だから、さっき副委員長も言いましたが、それに付け加えた形で杉本さんがやっぱりそういった姿勢の中で対応していくということが、今日は以前よりも、多少、中へ踏み込んだ中身になっておったかのように感じましたが、それを含めて、先ほど本会議の冒頭で説明をしたいという意向もありましたので、それでやっていただくということに、現状ではほかならんのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

山田伸幸議員 事の経緯からすると、議会運営委員会に対して要望書、陳情書が出されたわけですから、それに対する結論といいますか、それをきちんとまとめて、議長に返すと。その中に、どういったことを盛り込むかというのは、きちんと決めておくべきではないかなと思います。

笹木慶之委員長 ちょっと意味が分かりませんが、どういうことでしょうか。

山田伸幸議員 いやだから、この委員会に対して付託されたわけです。その結論をまとめて、どういったことを議運として議論して結論を出したのか、それをきちんと市長に対して返すべきだと。その後、市長が本会議のことも市長、すいません、議長の権限に関わりますので、それは決めていただければいいんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 もうちょっとまとめて言うと、各々主文がありますよね、主のところ。そこのみの報告書を作って議長に報告するというでいいと思います。

笹木慶之委員長　そういうことになりましたが、よろしゅうございますか。ほかにはございませんか。事務局のほうはいいですか。

小野泰議長　杉本議員から、議場において説明責任を果たすと言われましたんで、これ、いつされるかもきちっと。杉本議員の御意見もあるでしょうし、これをまた置いておけばですね、1か月、2か月、3か月たちますので、その辺りまで詰めておっていただいたほうがいいかなと思います。

笹木慶之委員長　今の気持ちは、次の議会ぐらいと思ったんだけどね。それを確認しましょう。だから、明後日になるのかな。早くせんにゃ意味がないですかね。気が抜けたようなことではね。無理ですか。分からんわね、そりゃ。（発言する者あり）もうちょっと待ってからしますか。（発言する者あり）確認しましょうね。事務局、ほかにありますかね。

中村議会事務局議事係長　すいません、理解ができてないところがあって申し訳ありません。さっき高松委員のほうから主文の部分に対しての回答ということであったと思うんで。まず、要望者の中島さんに対する回答としては、1番はさっきあったかと思うんです。議長からと、あと議員個人も認識新たに議会としてうんぬんっていうのがたしかあったかと、休憩前にあったかと思うんですけど、2番については、今これ杉本議員に対して先ほど聞いたこと、確認したものをそのまま載せると。で、3番は、改めては、そういうものを組織する必要ないというところでよかったでしょうか。

笹木慶之委員長　これはね、杉本さんが、事例を出されましたよね、さっき。例の、温泉がどうだこうだっていう、あの部分が前段なんですよ。そして、その続きにね、インターネットということですが、インターネットは、これは杉本さんは言っておられないわけ、何もね。ということなんです。いわゆる話題になってますということで、政治倫理条

例上の説明責任に関して、起訴、不起訴は関係なく議会自身が再度認識を新たに作る機会を作るべきではありませんかということだったんですが、それは先ほど皆さんがそれぞれの委員の発言の中から、いわゆる、そういったものを一人一人の委員が気を付けて、厳に肝に銘じて対応していくという発言がありました。その部分で、僕は集約されたかなと思ったんですが。

高松秀樹委員 今、中村君が言った1番はええですよ。2番は、これ、杉本議員自身の説明責任に関してなんで、これ、彼が本会議場で果たせば問題ないんで、ここの回答は要らない。要らないです。3番目は、委員長が言う部分はどっちかというところ余り関係なくて、政治倫理条例上の説明責任に関して、議会自身が再度認識を新たに作る機会を作るべきということです。これは是非要望なんですけど、杉本議員本人が説明責任を果たした後に、本会議場で議長のほうから、議員に再度ね、倫理条例の遵守について考えてほしいと、言い方は別ですけど、そういう発言することによって、この部分はクリアできると思っていますけど、どうですか。

笹木慶之委員長 その方法も一つの方法でしょうね。先ほど来から、この場で自分たちもどうこうとそれぞれ議員が言われたから、ここでもそういう場を取ったわけで、だから、それ以外の企図についても、やっぱりそういったことになれば、今言う、議長のそういうふうな形の中のね。それはそのようにしましょう。

中村議会事務局議事係長 ありがとうございます。では、中島さんの要望書についてはそのようにまとめさせていただこうと思います。

笹木慶之委員長 それから樋口さんの件については、陳情主文というところが三つあります。まず1番目の杉本議員は政治倫理条例違反に基づく説明責任を果たさなければならない。そのためには、杉本議員本人に対し、

議会としてその履行を求めること、ということですが、これは、今、この審査会の中でいろいろお聞きした中でということの対応になろうかと思えます。それから、上記によって実行されない場合は、議会が主導してその場を設けて、その責務を果たすよう求めること、ということも、これも、今後の経緯の中でということですね。それから3点目の杉本議員の喉元過ぎればと見える言動は問題である。議会として、杉本議員に何らかの処分がなされるべきだ、ということが、これは、先ほどの懲罰のところに来るわけですが、ということになります、いかがでしょうか。ただ、政治倫理審査会のことも名前が出ておりますけれども、その背景はもう一応終わっておるということですね。では、取りあえずそういう形の中で整えて対応したいと思えます。よろしいですか。はい。じゃあ、よろしくお願いします。本件は取りあえずそういうことになりました。時間の関係がございますので、時間がある範囲で、付議事項2について協議いたします。地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてを議題といたします。これは、先の当該委員会の中でそれぞれの会派に持ち帰ってもらい、再度具体論を提示してほしいということをお願いしておきましたが、その後いかがでしたでしょうか。

伊場勇委員 会派で熟議をした結果、軽易なっているところを議論しました。

そこは最後までちょっと決まらなかったところなんです、やはりその1,000万円というところまで金額設定して、プラス契約金額の5%という枠を作るべきだと考えました。ですので、契約金が2億円であれば、5%で1,000万円と。3億円の契約金額になっても、5%ですと1,500万円ですが、1,000万円というところの金額の設定が、本市には望ましいのではないかという結論に至りました。

笹木慶之委員長 5%を一応上限として、1,000万円が上限だと。ということですね。したがって、1,000万円に行き着くまではスロープが付くということですね。ほかのところは、どうでしょうかね。

河野朋子委員 会派では、当初から言っていますが、原理原則はやはりきちんと議会を開いて議決というのが本当に大事なところです。今回そういった提案があったので、この議会内で調整するとなればやむを得ませんけれども、執行部の1,500万円という提案については、やはりちょっと納得しにくいということで、この議論の中である程度調整できる数字であれば、パーセントと上限金額、これを合わせたいというような意見でまとめております。

笹木慶之委員長 今、出ておるのが1,500万円ということで条件を付けないということが一つ。5%で上限が1,500万円。もう一つは5%で上限が1,000万円というところですね。したがって、河野委員のところは決まればそれでということだけど、1,500万円はまずいよというところですね。ということで皆さんの合意でもってということになります。

奥良秀委員 当会派が執行部のものを全て原案どおり賛成という形で前回述べさせてもらったんですが、また会派に持ち帰っていろいろと会派の中で話したところ、金額は1,500万円にこだわることはなく、もちろん当然その前段階で、先ほど河野委員が言われたとおり、議決できるのであればまずその努力をします。それができないのであれば179条、それでもできないときに180条という考えでありますので、そこはきちんとしてほしいと。なおかつ、執行部の体制、これがあつての180条、今の話になってくると思いますので、この辺もきちんと話をしたいと。金額の話に戻ると、1,500万円にこだわることは当会派ではいたしません。会派の皆さんとまたいろいろとお話しさせていただいて、妥当な線を見ていきたいなというところがあります。先ほどから5%というパーセンテージが出る中で、その5%を仮に付けたところで、5%の意味というか、根拠を何かしらきちんと明確にしておかないとまずいと思しますので、その辺はやはり行政規模であつたりとかをきちんと勘

案したもので、金額とパーセンテージを作っていきたいと思っています。

長谷川知司副委員長　みらい21は、やはり輕易な変更という言葉の「輕易」というのは、どういうことかということが話題になりました。ほかの市の条例等も探してみましたが、条例に明記してある場合は5%、10%、20%というのがございました。妥当なところかなと思います。ただ、輕易という根拠は様々な資料を見ましたが見つかりませんでした。そういうことで、本市においてはやはり本市が責任持ってその輕易ってものの判断をすればいいんじゃないかと思います。それで先ほど奥委員も言われましたように、行政規模から見てどうかということから考えれば、やはり5%という率は妥当な率だと思います。それから上限の金額、これについては、私たちは別に1,500万円まででいいとは思いますが、これについてはこだわりません。以上です。

笹木慶之委員長　大体まとまったようですね。

高松秀樹委員　前回と変わっていないんですが、契約金額の5%以内、1,000万円を上限とするということです。もちろんここは議運なんです、いろいろ協議していったら変更になることもあると思います。

長谷川知司副委員長　皆さん1,000万円っていう金額に近いとは思いますが、1,000万円の根拠、これは果たして何なのか。ないんですね、根拠も。もし高松議員のほうであれば、教えていただきたいと思います。

高松秀樹委員　ここの金額の1,000万円だろうと1,500万円だろうと2,000万円だろうと、恐らく根拠がない。だから難しい。だから、議運の中で、ここはよう協議をしてやっていくということだと思います。

長谷川知司副委員長　仮に出されたと。

高松秀樹委員　そうですね、はい。

笹木慶之委員長　今のようなやりとりがありました、しかし原則的、一番元へ戻るならば、やはり輕易なというその部分なんですよね。だからそれが、幾らならそうなのかということは、なかなか言い切ることは難しいんですが、それはやっぱり行政規模、人口であるとか面積であるとか財政力であるとかいろんなことを加味された上でのものになろうと思いますが、これはなかなか難しいです。ただ、ここの委員の皆さんが了解されるところが一つの決めどころでしかないのかなと思います。私もいろいろ調べてみたけど、やっぱり明解はないね、それそのもののね。

伊場勇委員　先ほど奥委員が言われたのがすごい重要で、万全な体制でっていうことをしっかり強調されておりましたが、この件については、例えばその附帯意見というか、今後やっぱ考えられるのはオートレース場の改修であったり、高千帆小学校の新設校舎であったりあると思うんですけども、その事業の中でこういうことが専決としてあるかもしれない。でも、その前にやはり万全な体制でしっかりと臨んでほしいというのは、附帯意見というのはこれに付けることってできるんですか。ちょっとその辺。

笹木慶之委員長　条例じゃからね。

長谷川知司副委員長　今、伊場委員さんが言われたことは大事なことだと思います。そういうことで、この４月からの体制を執行部からよく聞き、その結果をもって、私たちが次の議会できちんと答えればいいんじゃないかなと思います。この３月議会ではちょっと難しいかなと思っていますが。どういう体制を執行部がするのか。

高松秀樹委員　この案件をずっと引っ張っているんで、僕らもできるならばこの３月議会で決議を出したいと思っています。言われることはもっと

もだと思うんです。そこはしっかり、執行部サイドも常に言っていますが、議会側もよく見ていく必要もあると。決めることは早く、ちょっと議運も、先延ばしが多いんで決めたいと僕は思っています。

笹木慶之委員長　今、副委員長が言われたことも分かるんですが、さきの委員会で、総務部長と建設部長が二人そろって今後の体制づくりについて言われた。もちろんこれは、行政の継続性ということにのっとっての対応がされるということも、やっぱり理解せざるを得ないのかなという思いも。ただ、現実見てみたいという副委員長の気持ちも分からんではないんだけどね。その部分については、信頼関係の下でということで。一番詳しいところがあるんでね。さあ、どうしましょかね。大体こういう議案案件というのは大体3月なんですよ、年度途中でやるものじゃないわけね。そういったタイミングであることは事実なわけ。

高松秀樹委員　ちょっとこのタイミングで暫時休憩をしていただいて、午後、また再開をしたらどうかというふうに提案をします。全協の後に。

笹木慶之委員長　よろしいですかね。はい。ではもう一度確認しますが、暫時休憩して、その途中で、会議が入っておりますから、その会議を消化した後に再開ということでしたと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、時間はまだ決定しません。今から調整しないと分かりませんから、その含みを持って、よろしくお願いしたいと思います。それでは、暫時休憩とします。

午後0時1分　休憩

午後3時32分　再開

笹木慶之委員長　それではお疲れですが、長時間の休憩を解いて、再開したいと思います。午前中の会議の途中でしたが、その内容は180条の専決

処分の取扱いのことでした。その制度の中身をどうするかという問題で、それぞれ会派で御協議いただいた結果が、おおむね報告されましたけど、もう、かなり時間も要しましたし、大体こういう案件というのは3月議会に提案されてという形のほうが常とう的な手段であるということを踏まえてやれば、やっぱり結論を出していくことのほうが好ましいかなと思いますし、皆さんもそう思っておられるということを前提に考えれば、最終的なまとめに入りたいと思いますが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、今、おおむねの筋が、5%という設定は、大体どこの会派も了解事項だと思うんです。限度額に向かって滑らかにスロープを付けるという段階での5%は、おおむね了解だろうと。ただ、分かれておるのは、上限額を1,500万円にするか1,000万円にするかというところなんです。問題はそこだと思いますが、いかがお諮りしましょうか。

奥良秀委員 当会派では、当初、1,500万円という金額は、執行部案にのっとって発言させてもらいましたが、あくまでこれは1,500万円っていうのは提示があったのでそういうふうにしたんですが、1,000万円という額でもきちんと執行部のほうがそういうふうな体制を取っていただけるのであれば、なおかつこの議運の中で1,000万円でまとまるのであれば、同じ金額でお願いしたいと思います。

笹木慶之委員長 というのは、いわゆるこだわらないということですね、結論的には。（「はい」と呼ぶ者あり）これ余り言ってもいけんかと思いますが、元その関係の仕事をしておられた副委員長は、我々とちょっと思いが違う部分、いわゆる現場の現実を知っておられるわけですからね、ということであれですが、その辺りいかがでしょうかね。

長谷川知司副委員長 今までの契約変更を見ますと、大学案件については大体2%以内で契約変更しておるわけです。1件だけちょっと大きいのがありましたが、そういう意味から考えれば、5%という率を取るんであれ

ば1,000万円でいいかなと思いますが、それで皆さんの考えがまとまれば、それで行ったほうがいいかなと思います。

笹木慶之委員長 はい、これも午前中ありましたが、やっぱり輕易なというね、金額の決め方というのがやっぱり基本原則になっているわけで、ということをお考え、やはり皆さんが、さっきから言っていたように、大体出尽くしたようですが、5%、1,000万円という辺りで、落ち着かせていいでしょうかね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

奥良秀委員 先ほどからも何回も言うんですが、今3月末なんです、今度4月になって新しい執行部の体制になったときには、こういうふうな7やられるということで、新しい執行部の方にも、このことをきちんと、要は引継ぎして、こういうふうな弱い体制をきちんとするという文言があったから、今回こういうことをしますよと。もう一度、きつくどうか、よくお知らせしていただくようお願いしたいと思います。

笹木慶之委員長 ところで、この議案の上程です。今回、議会に掛けるということをお前提で、日にちはありませんが。

中村議会事務局議事係長 まず、今、議運の中では、このような方向になったかと思うんですが、全議員が一致するかどうかというところになると、まだ確認が取れていないんじゃないかと思いますので、委員会提出議案として出されるのか。そうであれば議運の委員長名についていうことになるかと思うんですが、事務局のほうで議案を作成して、本会議の日の朝の議運に案を提示して日程として追加する、その後の全員協議会で報告をするっていう流れが予想されるところです。

笹木慶之委員長 一応、流れはそういうことになるんですが、問題は、無会派の人たち、ここなんです。無会派の人たちの調整が要ということ。（発言する者あり）ということで、そうすると、流れとすれば、25日

の朝の議運で、まず出すことを決めて、それしかもうないわね、当日で。
そして、また意見があるようなら、それまでだけど。（発言する者あり）
だからそれは分かんないね、まだね。だから、非常にタイトになる。そ
れをやるならやるけどね、時間が非常にないからね。

中村議会事務局議事係長 前回ってというか、3月定例会の初日にあったように、
事前にある程度調整が取れておって、申し合わせ上は全協で了解を求め
るってということで、この度、初めて全協で了解を求めるような形を取り
ましたが、その形が取れるのであれば、今言ったように、そうすると副
議長が提出者で全議員一致議案になろうかと思えますけど、もし、そこ
が難しいようであれば、最初申したような委員会提出議案として、上程
し諮るっていうことも考え得るかなとは思います。

笹木慶之委員長 副議長提出者で。（発言する者あり）せんにや分かんから
ね。よし、では、一応方向性はそういうことで、最終日の日にというこ
とで、今から調整を図って、その方法を決めるということにしましょう。

中村議会事務局議事係長 了解しました。

笹木慶之委員長 今日は、ほかにその他ないですね。いいですね、ちょっとほ
かのことがあるようですから、一応これで閉じたいと思います。以上で、
終わります。お疲れでした。

午後 3 時 4 1 分 散会

令和 2 年（2020 年） 3 月 2 3 日

議会運営委員長 笹 木 慶 之